平成２２年（フ）第５２６号
千葉県野田市清水1080番地の５ローズガーデン305
債務者　染谷　香里（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２８号
千葉県松戸市串崎南町５番地パインハイツ106号
債務者　白石　正治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２９号
千葉県流山市三輪野山１丁目993番地の17
債務者　橋本　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３１号
千葉県松戸市五香西２丁目11番地の29第２坂本荘202号
債務者　市澤　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４０号
千葉県松戸市中矢切624番地　県営住宅１―401号
債務者　石田　文子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４２号
千葉県柏市松葉町２丁目20番地４
債務者　宮崎ユカリ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４３号
千葉県柏市南増尾８丁目８番１―912号
債務者　丸橋　明美（旧姓下里）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５１号
千葉県流山市向小金１丁目273番地の23
債務者　椎名　昭夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５０号
福井県坂井市丸岡町北横地第36号12番地１、旧住所福井県坂井市丸岡町城北１丁目21番地
債務者　西田　哲夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
福井県坂井市三国町滝谷第55号53番地30
債務者　山岸　百合
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
福井市日光２丁目25番21号　吉川マンション607
債務者　古市　佳美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
福井県坂井市丸岡町南横地第５号６番地10
債務者　島原　和信
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
徳島市春日３丁目１番27―402号
債務者　石川　留吉
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
徳島市山城西３丁目31番地―303号
債務者　元木　省三
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０６号
徳島市山城西３丁目31番地―303号
債務者　元木千代美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３４号
徳島市論田町本浦中119番地の７
債務者　川井　喜一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５５号
北九州市八幡西区大浦１丁目５番21号
債務者　米澤　弘明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５６号
北九州市八幡西区大浦１丁目５番21号
債務者　米澤　文子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部